

第7回中球磨地域広域行政懇話会

日 時：平成10年3月3日（火）13：30～

場 所：深田村農村定住促進センター

出席者：（懇話会）中球磨5か町村長（幹事会）中球磨5か町村役場総務課長
（議長）中球磨5か町村議会議長
（オブザーバー）

熊本県総務部市町村課 井崎課長、分権合併班 内藤参事

熊本県球磨事務所 村山所長、與田課長、岡崎係長、家入技師

※開会前に淵田上村長・上村役場住民福祉課 松下係長から介護保険について説明

(1)会長あいさつ 深田村長 前原弾邵

(2)県市町村課長あいさつ 熊本県総務部市町村課 井崎課長

(3)議事

①・中球磨5か町村合併問題協議会規約について（了承）

・会長、副会長の互選について（会長＝深田村長、副会長＝免田町長・須恵村議会議長に決定）

②事務局について（深田村農村定住促進センターを事務所とすることです承）

③予算について（各町村当初計上予算を補正することです承）

(4)その他

26日以降に懇話会解散と任意協議会事務局の設置についてを議題に再度協議を行うこととし、閉会。

2. 「中球磨5か町村合併問題協議会」の設置（平成10年4月1日）

中球磨地域広域行政懇話会で検討された事項をもとに、さらに一步前進し、合併に関する協議項目の調査・検討や将来ビジョンの策定を行うため、平成10年4月1日に、5か町村の長及び議会議長で構成される「中球磨5か町村合併問題協議会（任意協議会）」が設置された。

本協議会には、顧問として県市町村課長及び球磨事務所長が参画するとともに、下部組織として5か町村の総務課長からなる幹事会（5名）と専任の事務局（3名）、さらに各町村の一般職員50名から構成される5つ専門部会が設置され、合併問題に関する調査・検討に関する事務体制の充実が図られた。

専門部会のうち「総務」、「厚生」、「文教」、「産業建設」の4部会は5か町村の行財政の状況を中心に調査・検討を実施し、「企画部会」は中球磨5か町村が合併した場合の将来ビジョン（総論）を策定を手がけた。この各専門部会の調査・検討の結果は、幹事会において調整を図った後、随時協議会へ報告がなされた。

①専門部会による調査結果の概要 中球磨地域将来ビジョン（総論）

「新しい町はこのようでありたい」という新しい町が目指すべき「目標」として将来ビジョンの総論を策定

企 画 部 会	合併後20年の中球磨地域の状況を想定し、ビジョンの骨格として6つの柱（「先進的な農林業社会」、「安定した雇用創出」、「高度な健康福祉社会」、「快適な生活環境づくり」、「生涯学習社会の形成」、「豊かな交流社会」）を設定。これらについて出来るだけ具体的な姿を描いた。
---------	---

②専門部会による調査結果の概要 中球磨5か町村の行財政の状況等

本協議会設置時に決定された調査検討項目について、合併の「効果と課題等」について調査・検討を実施。

総務部会	基礎的協議事項に関する検討事項として、11項目について調査を実施
厚生部会	住民の生活に密着した生活環境、健康、福祉分野に係る検討事項として16項目について調査を実施
文教部会	教育、文化の分野に関する検討事項として、9項目について調査を実施
産業建設部会	産業・労働・建設等の各分野に関する検討事項として18項目について調査を実施

任意協議会における住民への広報・啓発等

- ①これまでの調査検討の過程において、任意協議会における調査検討の目的、将来ビジョンの策定に関する考え方等については、「中球磨5か町村合併問題協議会だより」として、中球磨5か町村の全戸に配布。
- ②各町村における住民座談会（H 10.10～11にのべ20地区で開催）の実施。
- ③合併シンポジウム
（協議会と県の共催。H 11. 2. 5 須恵村文化ホールに住民580名が参加）の開催。

法定協議会の設置に向けての動き

合併問題協議会においては調査・検討の結果を踏まえ、今後、更に調査を深化させる必要性及びより住民への情報の公開や意見の聴取を進めていく必要性を強く認識。

地方自治法第252条の2及び市町村合併特例法第3条に基づく法定協議会を設置することが適当と判断。

各町村における3月定例議会（3月10日）において、平成11年4月1日をもって法定協議会を設置し、その名称を「中球磨5か町村合併協議会」とすることが議決された。

平成11年4月5日には、市町村の合併に関する特例法に基づき、熊本県知事に中球磨5か町村合併協議会の設置についての届出が中球磨5か町村長によって提出された。

第1回中球磨5か町村合併問題協議会

日時：平成10年4月20日（月）午前10時00分

場所：深田村農村定住促進センター（協議会事務所）

1. 開 会（協議会事務局 平野正見）
2. 仮議長の選任（仮議長 深田村長（中球磨5か町村広域行政懇話会会長） 前原弾邵 氏）
3. 議 事
 - (1)協議項目
 - ①協議第1号 中球磨5か町村合併問題協議会規約について（原案可決）
 - ②協議第2号 中球磨5か町村合併問題協議会役員等について（原案可決）

会長（深田村長 前原弾邵）挨拶概要

ご挨拶申し上げます。本日は平成8年10月より発足しました中球磨広域行政懇話会を発展的に解散、任意の合併問題協議会を設置することを決定し、その第1回の会議でございます。ただいま戦後50年を経過しまして不幸の時代を過ぎ、経済的には安定成長、人口の面から考えますと過疎の進展と共に少子化高齢化、社会面から見えますと価値観並びに意識の変化による地方分権、国際化、ボーダレス化が進んでまいりまして、行政の守備範囲も広くかつ専門的な知識を要するようになってきております。新しい21世紀の時代に地域の行政ニーズに対応し、さらに地域の発展を導くための行政体制を地域の皆さんと共に考えて行かなければならないと思っております。

今回協議会の会長という大役を仰せつかりまして、お引き受けしましたものの正直なところいささか心配もございしますが、県関係の方、役員並びに会員の方々、事務局の方々をはじめ皆様のご指導とご鞭撻をいただき、若いまち豊かなまちそして夢ふくらむ「中くま」を目標に均衡ある発展に向けた地域構造を念頭に置いて努力したいと思っております。本日はわざわざ町村議長さんもお出席をいただきましてありがとうございます。どうか皆様方の今後共のご指導とご協力、ご鞭撻をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

県総務部長（望月達史）挨拶概要

ご挨拶申し上げます。一昨年度10月に発足しました広域行政懇話会は一定の成果をあげまして本日合併問題協議会として新たに発足したところであります。今回大変ご労苦願いますことについて、改めてお礼申し上げます。今回の合併問題協議会では、新町建設計画の素案作り等、合併につきましの踏み込んだ議論をしていただくというふうに承知しております。県から市町村課長と球磨事務所長が参加しますとともに、事務局に1名派遣しまして一緒に検討させていただこうと思っております。また、県といたしましても皆様方のご意向を十分踏まえながら、これから具体的にどういうことができるのかということにつきまして庁内の体制を整えまして検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、地元諸氏の皆様方のご意向が第一だと思いますので、十分にそのことは踏まえながら検討いたしまして最大限のご支援をさせていただきたいと考えております。一方、県の方でも合併特例法の改正をにらみながら様々な、特に財政面を中心とした見直しを図られようとしておりまして、国に対しても地元の要望を踏まえてこれからの制度改正に向けて意見を申し上げていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、地元の要望を十分踏まえながら新しいまちづくりに向けて最大限のご支援を申し上げたいと考えております。そのことを最後に一言付け加えさせていただいてご挨拶とさせていただきます。

③協議第3号 中球磨5か町村合併問題協議会平成10年度予算について（原案可決）

④協議第4号 中球磨5か町村合併問題協議会日程について（原案可決）

⑤協議第5号 第2回協議会日程について（原案可決）

(2)次回以降の協議項目について

4. 質疑応答

5. 閉 会

概要

- ・ 次第について、協議項目の中で役員等原案可決後に会長・来賓挨拶を行った。
- ・ 今後の開催日程については、係る議案によって招集することです承。
- ・ 昭和の大合併時に当地域が合併できなかった理由を上げ、専門部会での村有財産の管理運営については、総務部会に属するのではないかとの意見。（総務部会対応とする。）

協議第1号

中球磨5か町村合併問題協議会規約

（設置）

第1条 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村（以下「中球磨5か町村」という。）は、合併に関する諸問題について調査、検討を行うため中球磨5か町村合併問題協議会を（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の任務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査、検討を行う。

- (1) 中球磨5か町村の合併に必要な協議項目に関する事項
- (2) 新町建設計画の調査に関する事項
- (3) その他、中球磨5か町村の合併に関し必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、次の委員及び顧問を持って組織する。

- (1) 中球磨5か町村の長
- (2) 中球磨5か町村の議会の議長
- (3) 中球磨5か町村の長が協議して定めた顧問

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 7人

2 会長、副会長及び理事は、第3条に定める協議会の委員の互選により定める。

(役員の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、協議会に係る重要事項について処理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事その他会議の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(事務局)

第7条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、会長の属する町村に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員、その他必要な職員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局は、会長の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について協議または調整を行うものとする。
- 5 この規約に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第8条 事務局に幹事会を置く。

- 2 幹事は、中球磨5か町村の総務課長をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事の互選により選出する。
- 4 幹事長は、幹事会を主宰し、幹事会の会議の議長となる。
- 5 幹事会は、事務局長の求めに応じて、協議会に関する必要な事項について協議または調整を行うとともに、専門部会を統括する。
- 6 この規約に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第9条 幹事会に専門部会を置く。

- 2 専門部会は、事案に係る中球磨5か町村の職員をもって充てる。
- 3 専門部会は、幹事長の指示を受け、第2条に掲げる事項について専門的に協議または調整を行うものとする。
- 4 この規約に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第10条 協議会の運営に要する経費は、中球磨5か町村が負担するものとする。

(監査)

第11条 協議会に監事を置く。

- 2 監事は、会長が指定する町村の収入役2人をもって充てる。
- 3 監事は、会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

中球磨5か町村合併問題協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中球磨5か町村合併問題協議会規約（以下「規約」という。）第7条第5項の規定に基づき、中球磨5か町村合併問題協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項。

(職員の職務)

第3条 事務局長は、会長の指示を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき、または欠けたときの職務の代理

3 事務局員は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 幹事会との連絡及び調整
- (2) その他協議会の運営に関すること

(決裁)

第4条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入またはその他契約の締結に関すること
- (2) 物品及び現金の出納に関すること
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令に並びに出張命令に関すること
- (4) その他軽易な事項に関すること

(職員の服務)

第6条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件について特段の定めのない場合は、会長の属する町または村の例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

中球磨5か町村合併問題協議会幹事会設置要領

(趣旨)

第1条 中球磨5か町村合併問題協議会規約（以下「規約」という。）第8条第6項の規定に基づき、中球磨5か町村合併問題協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、中球磨5か町村合併問題協議会事務局長（以下、「事務局長」という。）の指示を受け、中球磨5か町村合併問題協議会（以下、「協議会」という。）に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、5か町村の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(会議)

第3条 幹事会は、必要に応じて随時開催する。

(関係者の出席)

第4条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第5条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 幹事会の庶務は、規約第9条に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

協議第2号

中球磨5か町村合併問題協議会役員等名簿 (H10. 4.20)

1. 委 員

職 名	氏 名	備 考
会 長	前 原 弾 邵	深田村長
副 会 長	植 薄 清 重	免田町長
副 会 長	中 村 敏 孝	須恵村議会議長
理 事	測 田 勇 一	上村長
理 事	福 江 森 重	岡原村長
理 事	橋 口 一 臣	須恵村長
理 事	今 田 安 治	上村議会議長
理 事	尾 曲 幸 晴	免田町議会議長
理 事	測 田 勝 祐	岡原村議会議長
理 事	金 子 徹	深田村議会議長

2. 顧 問

職 名	氏 名	備 考
顧 問	上 村 秋 生	熊本県市町村課長
顧 問	吉 田 隆 紀	熊本県球磨事務所長

3. 監 事

職 名	氏 名	備 考
監 事	本 村 俊 彦	上村収入役
監 事	宮 原 正 孝	岡原村収入役

4. 幹事会

職 名	氏 名	備 考
幹 事 長	桑 原 篤 憲	免田町総務課長
幹 事	上 測 賢 一	上村総務課長
幹 事	福 井 末 博	岡原村総務課長
幹 事	愛 甲 利 孝	須恵村総務課長
幹 事	大 塚 一 己	深田村総務課長

5. 専門部会

	職 名	氏 名	備 考	職 名	氏 名	備 考
総務部会	部会長	桑 原 篤 憲 (免田町総務課長)				
	係 長	尾 方 維 孝	上 村	係 長	豊 永 憲 二	上 村
	主 幹	西 和 子	免田町	主 幹	中 村 幸 徳	免田町
	係 長	田 中 伸 明	岡原村	係 長	土 肥 克 也	岡原村
	税 務 課 長	小 谷 節 雄	須恵村	係 長	坂 本 健 一 郎	須恵村
企画部会	参 事	上 村 哲 夫	深田村	参 事	那 須 正 吾	深田村
	部会長	上 測 賢 一 (上村総務課長)				
	係 長	松 下 定 久	上 村	係 長	谷 口 吉 徳	上 村
	主 幹	鬼 塚 武 博	免田町	係 長	畠 山 真 一	免田町
	課 長 補 佐	石 塚 保 典	岡原村	主 幹	岡 部 和 平	岡原村
	経 済 課 長	久 保 田 利 己	須恵村	議会事務局長	恒 松 倉 基	須恵村
	参 事	竹 下 正 男	深田村	主 事	桑 原 雄 一 郎	深田村

厚生部会	部会長	愛 甲 利 孝 (須恵村総務課長)					
	係 長	小 松 英 一	上 村	係 長	加 藤 弘	上 村	
	係 長	神 田 利 久	免 田 町	参 事	出 田 茂	免 田 町	
	主 幹	鶴 田 正 国	岡 原 村	主 幹	高 山 文 子	岡 原 村	
	建 設 課 長	伊 津 野 幸 一	須 恵 村	主 幹	久 保 田 悦	須 恵 村	
文教部会	係 長	愛 甲 た づ 子	深 田 村	参 事	上 村 素 子	深 田 村	
	部会長	福 井 末 博 (岡原村総務課長)					
	係 長	中 村 雄 治	上 村	係 長	久 保 田 幸 一	上 村	
	主 幹	尾 方 信 子	免 田 町	係 長	尾 方 立 三 郎	免 田 町	
	主 幹	川 辺 博	岡 原 村	係 長	深 水 光 伸	岡 原 村	
産業建設部会	住民福祉課長	椎 葉 郁 夫	須 恵 村	参 事	岩 崎 誠	須 恵 村	
	参 事	小 野 浩 二	深 田 村	参 事	林 敬 一	深 田 村	
	部会長	大 塚 一 己 (深田村総務課長)					
	係 長	深 水 敏 夫	上 村	係 長	上 渕 幸 一	上 村	
	係 長	片 山 守	免 田 町	参 事	北 口 俊 朗	免 田 町	
	主 幹	小 見 田 文 男	岡 原 村	係 長	森 博 彦	岡 原 村	
	主 査	万 江 浩 美	須 恵 村	主 査	大 藪 哲 夫	須 恵 村	
	参 事	甲 斐 龍 馬	深 田 村	参 事	田 口 直	深 田 村	

6. 事務局

事務局 長	平 野 正 見	須 恵 村
事務局 次 長	蓑 毛 哲	上 村
事務局 次 長	内 田 清 之	熊本県職員
臨 時 職 員	星 原 節 子	岡 原 村

協議第4号

中球磨5か町村合併問題協議会日程について

		平成 10 年 4 月	7 月	10 月	12 月	平成 11 年 4 月
合併問題協議会	協議会					
	※協議事項の調査・検討 (会長が必要と認めた場合招集)	第 1 回 協議会	第 2 回 協議会	第 3 回 協議会	第 4 回 協議会	第 5 回 協議会
	※新町建設計画の調査	---	---	中間報告	---	---
	幹事会					
	※協議会提案事項の協議・調整 (幹事長が必要と認めた場合随時開催)	---	➤ 中間報告	---	---	---
専門部会	協議会					
	※協議会提案事項の専門的協議・調整 (部会長が必要と認めた場合随時開催)	---	➤ 中間報告	---	---	---
	①広報誌 (協議会だより) * 協議会開催内容の中に作成し、全戸配布する。 * 2ヶ月に1回作成					
	②パンフレット作成 啓発資料を作成し全戸配布			作 成		
	③講演会の開催			開 催		
	④住民説明会					

協議第3号

平成10年度 中球磨5か町村合併問題協議会会計予算書

平成10年度中球磨5か町村合併問題協議会会計予算書は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,002千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 平成10年度中、当協議会の予算支出にあたり、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成10年4月20日提出
中球磨5か町村合併問題協議会
会長 前原 弾 邵

第1表 歳入歳出予算書

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 負担金		22,000
	1. 負担金	22,000
2. 補助金		1
	1. 県補助金	1
3. 諸収入		1
	1. 諸収入	1
歳 入 合 計		22,002

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 会議費		688
	1. 会議費	688
2. 事業費		2,503
	1. 事業費	2,503
3. 事務費		18,611
	1. 事務費	18,611
4. 予備費		200
	1. 予備費	200
歳 出 合 計		22,002

協議第4号

中球磨5か町村合併問題協議会日程について

中球磨5か町村合併問題協議会 検討協議項目（案）

■基礎的協議事項等に係る検討（担当専門部会：総務部会）

①基礎的協議事項	合併の方式、時期、新町の名称、庁舎の所在地、財産の取扱い
②行政	行政組織、人事、職員の身分
③税財政	税財政
④情報	自治体情報化、地域情報化
⑤議会	議会
⑥選挙	選挙
⑦条例等	条例、規則関係、使用料、手数料関係
⑧補助金等	補助金、交付金
⑨防災等	消防、防災
⑩住基・戸籍等	住民基本台帳、戸籍、印鑑登録、各種証明等

■新町建設計画に係る検討（担当専門部会：企画部会）

①町・字名	町名の取扱い
②慣行の取扱い	各種行事等
③建設計画	合併の必要性、計画策定方針、主要指標の見通し、まちづくり基本方針

■住民の生活に密着した生活環境・健康・福祉分野に係る検討（担当専門部会：厚生部会）

①生活環境	住環境、上下水道、自然・景観、ごみ処理等
②健康・福祉	保健福祉の基盤、医療、自立と社会参加、地域コミュニティ 社会福祉協議会等
③年金・保険	国民年金、介護保険等
④保育・幼児教育	幼稚園、保育所

■教育・文化の分野に係る検討（担当専門部会：文教部会）

①基礎教育	小学校、中学校、給食センター等
②高等学校	高等学校
③特殊教育	特殊教育
④生涯学習	生涯学習の基盤、機会の充実
⑤文化	文化振興、文化財の保護活用
⑥スポーツ	スポーツ振興

■産業・労働・建設（交通・社会資本整備）の各分野に係る検討（担当専門部会：産業建設部会）

①産業	農林水産業、工業、商業、サービス業、建設業、観光等
②労働	人材の確保、雇用環境
③建設	交通体系、道路、情報通信、都市計画

第2回中球磨5か町村合併問題協議会

日時：平成10年7月27日（月）午前10時00分

場所：免田町役場 2階会議室

1. 開 会（協議会事務局次長 蓑毛 哲）
2. 会長挨拶（協議会会長 前原弾邵）
3. 協 議
 - 協議1 合併問題の調査検討に係る経過報告
 - ①事務局
 - ②幹事会
 - ③専門部会
 - 協議2 経過報告に対する質疑応答
 - 協議3 第3回協議会の開催について
 - その他
 - ①市町村合併支援体制について
 - ②助役、収入役及び教育長への検討状況の説明について
4. 閉 会

概要

- ・ 幹事会、専門部会より今後の効果的な問題協議を進めるためにも協議会において法定協議会設立の時期を早めてもらいたい旨要望の報告。
- ・ 町村長からは、まず住民の理解を得る必要があり、説明できるビジョンが必要との意見。
- ・ 各幹事会、専門部会で検討していくためには合併の目標年度が必要である。
- ・ 現組織体制の中に町村の助役、収入役、教育長が入っていないので状況を説明する懇談会を開催することを了承。

第3回中球磨5か町村合併問題協議会

日時：平成10年11月11日（水）午前9時

場所：深田村農村定住促進センター（協議会事務所）

1. 開 会（協議会事務局次長 蓑毛 哲）
2. 会長挨拶（協議会会長 前原弾邵）
3. 協 議
 - (1)協議項目
 - 協議第1号 中球磨5か町村の合併問題に関する住民説明会（座談会及びシンポジウム）の結果について
 - 協議第2号 中球磨5か町村合併問題に関する協議経過及び協議事項の中間報告について（各部会より）
 - 協議第3号 第4回協議会の開催について
 - (2)その他
4. 閉 会

概要

- ・ 町村長より各町村で開催された住民座談会及びシンポジウムの結果について報告。
- ・ 将来ビジョンについて、合併を前提とした場合に各理事から出された意見を踏まえて全体的に検討してほしい。（了解）
- ・ 大学、県施設観光資源等について県に要望する意見が出された。
- ・ 議員選挙区、農協の合併、座談会への出席者の年齢層、国の財政上の見通しなどについて意見。

中球磨5か町村合併問題に係る住民座談会の結果（概要）

<上 村>

	月	日	会 場 名	参加者	備 考（対象地区等）
1	10	12	上村小学校	5 0	井上・下永里・永里・上永里
2	10	13	清水公民館	3 0	塚脇・清水
3	10	14	上西公民館	1 0	上西・下西
4	10	15	J A なかくま本所	4 2	今井・堀の角
5	10	16	J A なかくま本所	3 4	柳別府・神殿原・平和
6	10	19	武道館	5 1	石坂・永山・狩所
7	10	24	皆越公民館	2 9	皆越
8	10	26	麓公民館	4 0	麓・秋時
9	10	2	榎田公民館	2 9	榎田
小 計				3 1 5	

<岡原村>

	月	日	会 場 名	参加者	備 考（対象地区等）
10	10	22	もみじ館	3 9	宮原地区
11	10	23	もみじ館	4 9	岡本地区
小 計				7 9	

<免田町>

	月	日	会 場 名	参加者	備 考（対象地区等）
12	10	12	吉井軽スポーツセンター	4 8	築地、吉井
13	10	13	永才公民館	4 0	黒田、永才、下乙
14	10	16	二子公民館	4 2	二子、久鹿
15	10	19	八幡公民館	4 8	八幡町、大正町、本町
小 計				1 7 8	

<須恵村>

	月	日	会 場 名	参加者	備 考（対象地区等）
16	10	12	農村研修センター	4 2	石坂、上手、覚井、川瀬
17	10	13	須恵文化ホール	3 4	今村、屯所、湯原
18	10	14	阿蘇公民館	3 9	諏訪原、阿蘇、平山、松尾、中谷
19	10	16	中島公民館	2 3	浜の上、中島、竹原
小 計				1 3 8	

<深田村>

	月	日	会 場 名	参加者	備 考（対象地区等）
20	10	27	定住促進センター	6 7	全地区（シンポジウム形式）
小 計				6 7	
合 計				7 7 7	

第4回中球磨5か町村合併問題協議会

日時：平成11年2月22日（月）午前10時

場所：深田村農村定住促進センター（協議会事務所）

1. 開 会（協議会事務局長 平野正見）
2. 会長挨拶（協議会会長 前原弾邵）
3. 協 議
 - (1)中球磨5か町村の合併問題に係る協議事項の最終報告について
 - (2)質疑応答
 - (3)今後の協議会運営について
 - (4)その他
4. 閉 会

概要

- ・町村議会においては、法定協議会を早めに設置してはどうか（3月定例議会で提案してはどうか）との意見があった旨報告。
- ・会長より、各町村議会の意見を集約し、議会への法定協議会設置提案については、同一日に提案した方がよいと思料。町村長で協議することを提案。（全員異議なし）事務局より規約案説明。

第5回中球磨5か町村合併問題協議会

日時：平成11年3月30日（月）午後5時

場所：免田町役場2階会議室

1. 開 会（協議会事務局長 平野正見）
2. 会長挨拶（協議会会長 前原弾邵）
3. 協 議
 - (1)法定協議会の設置に係る町村長協議の結果について

概要

- ・会長より3月10日に中球磨5か町村議会で議決された法定協議会規約により正副会長及び学識経験者の選任等については、5か町村の長の協議により決定することとなっているため、町村長協議の結果を説明。

(2)法定協議会設置届を熊本県知事へ提出することについて

概要

- ・協議書署名後、知事に対する法定協議会設置届けの日時を4月5日午後2時とすることです承。
- ・出席者については、5町村長・中村副会長（須恵村議会議長）・平野事務局長

(3)第1回中球磨5か町村合併協議会の開催について

(4)中球磨5か町村合併問題協議会を閉会することについて

4. 閉 会

各専門部会からの報告内容（概要）

H11. 2. 20 第4回中球磨5か町村合併問題協議会

総務部会

	大項目	小項目	合併に係る影響判断		必要な調整（方針）等
			○メリットがある △課題の調整が必要	－その他	
1	議会	議会	○	合併することにより議員定数が半数以下になり、議会費の行政経費削減に効果がある。	合併特例法第6、7条の適用及び報酬、費用弁償等について要調整。
2	選挙	選挙	○	合併することにより選挙に係る経費の削減が可能。	各選挙に係る法律の適用について要協議。投票に係るサービスの低下、投票率の低下を招かないよう留意。
3	行政	行政組織	○ △	・合併後の組織は類似団体に比較して大きい。新しい行政需要に対応した機構改革の実施が必要。 ・財政面から、当面職員数の抑制が必要。役場本庁の位置、住民サービスの維持の点から支所の取扱いについて要協議。	・財政面から将来的には職員数は類似団体並に削減案が必要。 ・支所確保の見地から職員の配置計画を策定。
4	行政	行政区	○ △	・合併を機に従来の地区を再編するという住民の意識による新たな地域づくりが展開できる。 ・歴史的にみた地区への拘りがある。これまで幾度か再編を試みたが出来なかった町村もある。	・地域の実情を把握し、住民と十分な協議を実施。 ・合併と同時期に再編するのか経過期間を設けるのか十分な検討が必要。
5	基礎的協議事項	財産の取扱い	△	5か町村の財産はすべて新町に引き継ぐことを基本に協議が必要。	山林の取扱いについては旧町村で定めることが適当。法定協で決定。
6	税・財政	財政	○	合併による財政規模の増大により、財政力の強化、大規模事業の実施が可能となる。また、合併特例法に基づく財政支援措置により投資効果が期待される。	新町建設計画において、合併後の5ヶ年間の財政計画を策定。
7	税・財政	税	○ △ △	・固定資産税の評価等で5か町村一体で評価することが出来るため、税負担の公平化が図られる。 ・納期については、調整が必要。 ・国保税について税率の調整が必要。	・合併後は均一課税がもっとも望ましいが、緩和措置として合併特例法に基づく3ヶ年内の不均一課税も可能。
8	補助金等	補助金・交付金	○ ○ △	・同趣旨の団体等に対する補助、交付金は基準を統一して金額を決定可能。 ・合併を機に補助金等の整理統合が可能。 ・各町村で独自性のある補助金や受益者負担軽減措置について、格差是正が必要。	・適正で均衡のとれた補助交付基準の策定が必要。 ・住民に不公平感が生じないように調整が必要。他部会との連携も必要。

9	情報	電算機器	△ ・各町村の整備方針に差異があり、ハードを購入している団体については更新時期が異なっている。 △ ・新規に電算処理システムを構築するためには、2ヶ年程度が必要となる。	・計画的な機種、システムの選定を行うことで経費節減も期待されるので、協議会内に専門的な検討機関の設置が望まれる。
10	防災等	消防組織	○ ・合併による財政規模の向上により、消防施設整備事業の年次計画化が図られる。大災害に対する機動力も確保される。 △ ・現在の消防団の再編が必要。	・一層の組織強化と、婦人防災クラブや各職場毎の自主組織等の活動に代表される防災教育の推進が必要。
11	防災等	防災無線	○ ・合併を機会に難聴地域等の解消に向けた整備が可能。 △ ・現施設の老朽化と町村間での機種の違いがあり、統一的な整備が必要。	・オフトークシステムや移動無線局の整備等について広く検討が必要。

厚生部会

	大項目	小項目	合併に係る影響判断		必要な調整（方針）等
			○メリットがある △課題の調整が必要	ーその他	
1	生活環境	上水道	○ ・計画給水量6,995m ³ /日に対し、実給水量が、4,535m ³ /日なので水量不足が解消可能である。 △ ・各施設の建設年度が異なり、将来において給水管の敷設替え等によりかなりの投資的経費が必要。 △ ・加入金、使用料に差が生じてくる。		・どこに水源を求めるか大きな課題。全町的な水道計画のやり直しが必要。 ・加入金、使用料ともに大きなバラツキがあり、不公平感を招かないよう調整が必要。
2	生活環境	下水道	○ ・役場の内部事務において、合理的に処理が可能となる。 △ ・各町村で制定されている下水道条例、分担金条例の内容が異なり使用料算定、改造費補助等に差が生じる。		・法定協議会において、不公平にならぬよう要調整。 ・人口減少の傾向の中において受益者負担の増加が懸念される。区域内外の格差問題も残る。
3	生活環境	住環境	○ 大きな町になることでのイメージアップが期待できる。		全町的な視野に立つての住環境整備の計画が必要。
4	生活環境	自然・景観	○ ・各町村において点在していた自然景観を同一町村として共有できる。 ・素晴らしい自然環境は豊富な歴史文化財とともに観光素材となる。		・観光マップ等の作成が有効な手段となる。またトイレや駐車場等の周辺整備も必要。
5	生活環境	ごみ処理	○ ・現在保有の3台のごみ収集車を効率的に使用することで、分別収集が徹底することが見込まれる。		全町的な収集計画を策定することが必要。

6	健康・福祉	保健福祉の基盤	○ 各町村の保健センターの役割を明確化することでより地域に密着した効果的な活用が可能。 また、地域コミュニティーの拠点としての機能も期待できる。	保健センターの位置づけ、施設の拡充についての調整 ・検討が必要。
7	健康・福祉	医療	○ 各医療施設との連携がとりやすくなる。無医村が解消される。保健婦の数が10名になりマンパワーが期待できる。 健康福祉情報システムについて、各町村の利点を生かした水準の高いシステムに移行可能。	・乳幼児医療費助成に差があるので要調整。 ・各町村導入年度が異なる健康福祉情報システムの開発について委託先等について要調整。
8	健康・福祉	検診	○ △ ・検診体制の充実とともに住民も受診機会が増加する。 ・各町村での検診内容、料金等に格差があり調整が必要。	・検診内容、個人負担料金については、合併までに調整を完了する必要がある。
9	健康・福祉	社会福祉協議会	○ △ △ ・合併により、20名を超える職員数となり、専門的な仕事が可能となる。 ・社協及び関係団体との基盤にかなりのバラツキがあり調整が必要。 ・今まで住民にとって身近な社協だったのが遠く感じられる恐れがある。	各社協によって予算、財産等に差があり調整が必要。また、各評議会や理事会との調整も必要。さらに、介護保険導入やヘルパーの問題等について、5か町村で早急に調整が必要。
10	健康・福祉	自立と社会参加	○ 合併することで、健康及び福祉的な視野に立った社会参加の機会が増加する。生涯学習活動についてもやりやすくなる。	スタッフの確保、配置、環境づくりを進めていくことが必要。
11	健康・福祉	地域コミュニティ	△ 小さな単位でのイベントが埋没してしまう。また、イベントへの参加者も少なくなっていく。地域の連帯感、文化というものが薄れていく。	地域の文化、地域の連帯感を大事にしていくよう対応を検討していかなければならない。
12	年金・保険	国民健康保険	○ △ ・合併により財政基盤が安定してくる。 ・保険税の賦課徴収の方法が異なっており調整が必要。各町村の国保の財政調整基金の状況にも差がある。	・合併後の税額に大きな変動が生じないように要調整。 ・財調基金の1人あたりの額についても要調整。
13	年金・保険	国民年金	○ △ ・事務処理体制とシステムの統一化による事務効率化、合理化が図られる。 ・納付組織や納付方法、印紙購入基金が各町村異なっており調整が必要。	・納付組織の調整及び口座振替への誘導等が必要。

14	年金・保険	介護保険	○	・ 合併により、被保険者が増大し保険基盤が安定する。事務担当職員の確保が容易となる。導入時期によっては電算システム等の導入経費の削減も可能。	・ 介護保険と合併の時期にずれがあり調整が不可欠。 ・ 当面介護保険だけでも、5か町村での実施を検討。
15	保育・幼児教育	保育所	○ △ △	・ 住民にとって保育所の選択肢が広がる。保育所職員の増加による特別保育等の実施、また職員間の交流が可能。 ・ 今後の少子化の中で統廃合の問題が顕在化してくる。 ・ 保育所の利用が中央集中となり、周辺部が定員割れとなる可能性がある。	・ 少子化傾向の中で保育所の統廃合も調整していくことが必要。 ・ 各町村間と公立私立間の保育料の格差調整が必要。職員の処遇の問題も出てくる。
16	保育・幼児教育	幼稚園	○ △	・ 合併により入園希望者の増加が見込まれる。 ・ 新町内に2ヶ所できる幼稚園への振り分けと保育所との調整が必要。	・ 5か町村内の11ヶ所の保育所との調整。 ・ 幼稚園経営者と行政（教育委員会）との意見調整も必要。

文教部会

	大項目	小項目	合併に係る影響判断		必要な調整（方針）等
			○メリットがある △課題の調整が必要	ーその他	
1	基礎教育	小学校	△	将来とも、最低基準の8名以上の児童の確保が可能。小学校は地域のコミュニケーションの場等地域活動拠点としての活用が見込まれるので、統廃合は地域での十分な検討が必要。通学距離、時間とも現状が適当。	各町村の教育委員会と課題について協議調整が必要。
2	基礎教育	中学校	○	小学校に比べて教育環境整備が生徒に与える影響は大きく統合を検討する要素は大きい。	各町村の教育委員会と課題について協議調整が必要。
3	基礎教育	給食センター	○	各町村の給食施設の老朽化に伴い、統合を検討する時期にきている。給食内容及び衛生面も充実すると思料。職員の身分、給食費について調整。	各町村の教育委員会と課題について協議調整が必要。
4	高等学校	奨学金制度	○	合併により基金額の増加が見込まれる。支給資格及び支給額の町村間の不均衡が是正され、将来有為な人材の育成に寄与できるものと思料。	・ 支給資格、支給月額の調整。 ・ 免除規定の調整。
5	生涯学習	生涯学習の基盤及び機会の充実	○	合併により講座の数、対象住民が増えることが予想される。 また、予算、担当者も増加し内容が充実される。	・ 図書館を備えた生涯学習センターの設置が必要。 ・ 高齢の参加者向けのマイクロバス運行を検討。

6	文化	文化協会	○	現在の2協会を母体に新協会を設立することで、新規加入が見込まれる。	現在協会が無い3村の住民に対する啓発が必要。
7	文化	文化財及び保護	○	現在地域で1名の文化財専門職員の増加配置が可能。各町村の文化財をネットワーク化し観光資源とする。	観光関係として、産業建設部会と要調整。
8	文化	町村史	○	現在の町村史(誌)、文化財刊行物をもとに、中球磨の詳細かつ総合的な歴史が解明できる。	合併後に旧町村を総集した町村史の発刊も考えられる。
9	スポーツ	スポーツ振興	△ ○ △ ○ ○ △ ○	・将来的には広域性を持ち広くニーズ対応可能なスポーツ施設の整備が必要。 ・各町村の施設の相互利用、手続きの簡素化、専門インストラクターの配置が可能。 ・合併後の規模では、住民総参加の行事の開催が困難。郡民体育祭への参加者も減少が予想される。 ・大きなスポーツイベント等の誘致が可能。 ・各種競技力の向上が期待できる。 ・住民数に相対した体育協会会員数、体育指導員数の確保と指導内容の充実を図るための仕掛けが必要。 ・体育協会の組織強化が図られる。	・現町村における体育施設整備の格差対策。 ・各施設間の維持管理、使用料等の調整。 ・住民の健康維持管理の面から厚生部会と要調整。 ・体育協会等行政関連組織の運営について総務部会と要調整。

産業建設部会

	大項目	小項目	合併に係る影響判断		必要な調整（方針）等
			○メリットがある △課題の調整が必要	ーその他	
1	経済	農業振興	○ ○ ○ △	・ 合併後増加する農業予算を重点的に投資・配分することで高い事業効果が期待できる。 ・ 大規模な直売所の設置が可能。併せて高付加価値化を図る加工施設の設置により農家就労時間の短縮、高所得化を図ることが可能。 ・ 農地流動化の範囲が拡大化し、耕作放棄地が多くなることも懸念される。 ・ 北部の川辺川事業により造成された団地は、交通アクセスの利便性から都市交流の拠点になる可能性がある。	・ 農業振興の具体的な方策の明確化。 ・ 補助事業等における各種振興計画等に係る事業採択のスケジュールを県と協議。
2	経済	農業振興（バイオ関連）	○ △	・ 合併により町内の産業種が増え、バイオ関連企業及び研究所の誘致幅が拡大。 ・ 行政のみならず地域農産業界にもバイオ技術導入に対しての積極的な対応をお願いする必要がある。	・ 将来の産業政策として企画部会との調整が必要。
3	経済	政策補助金	△ ー	・ 各町村における補助金の内容、率を統一させる必要がある。 ・ 合併後は、農業粗生産額が県内第3位となる。	・ 補助金の内容に関する調整。 ・ 合併後の中山間地域指定等各種地域指定の調整。
4	経済	農協関係	ー △	・ 農業従事者の高齢化、担い手育成対策等に取り組んでいく状況として一行政一農協が理想。 ・ 両農協とも合併により営農指導力が低下したとの印象があり行政の合併に関しても少なからず影響すると思料。	・ 単一農協となり得るかどうか法的な措置も含め検討が必要。
5	経済	転作	○ △	・ 合併が実施されることによって転作物の産地化の可能性を秘めている。 ・ 単独補助金の継続について、町村間の調整、検討が必要。	・ 転作作物について農協との協議。合併後の配分率に5つについては県と協議。 ・ 農業に関する国策についても検討が必要。
6	経済	その他（堆肥センター）	○ △	・ 今後、環境保全型農業を推進する上で、堆肥センターの設置が必要であり、合併がその機会となる。 ・ 建設地の選定等、住民への説明と理解を得ることが必要。	・ 環境問題関連として、厚生部会との調整が必要。

7	経済	林業 (町村有林)	△ ・ S 30年の合併時にネックとなった問題であり慎重な対応が必要。 △ ・ 適正な管理が今後も必要。 ○ ・ 飲料水の水源として保水力の確保、旧町村間での補完が可能。	・ 財産問題として総務部との調整が必要。 ・ 広葉樹への転換。 ・ 上水道関連として厚生部会との調整が必要。
8	経済	小規模 店舗	○ ・ 合併の効果は未知数。交流施設や駐車場の整備により利便性が高まる。 △ ・ 現在の役場周辺の商店が衰退。	・ 旧役場の支所化等公共施設の存続が必要。
9	経済	商工会	○ ・ 合併により一体となった活動が可能。 △ ・ 補助金額の調整が必要。	・ 商工会法による2商工会の合併が必要。
10	経済	工業団地 関係	○ ・ 行政組織の中に企業誘致の専門部署の設置が可能。 △ ・ 大規模工業団地造成の場合、地域選定、用地確保が困難。	・ 専門部署の設置については総務部会と要調整。 ・ 企画部会の将来ビジョンとの要調整。
11	経済	雇用対策 関係	○ ・ 合併により大規模企業の誘致が可能となり、雇用促進と併せて若者の定住化が促進され、地域活性化への大きな足がかりとなる。 △ ・ 中高年層の生きがい対策を含めた雇用の場を創出することは合併に向けての大きな課題であり、企業の選択と誘致を検討する必要がある。	・ 中高年者の生きがい対策の面から検討する場合は、厚生部会との調整が必要。 ・ 地元農産物を利用する加工施設など1.5次産業による雇用促進についても検討。
12	経済	バイオ 関連	○ ・ 農業や酒造業等の地場産業との連携により、地域特産品開発の可能性はある。 △ ・ バイオ関連企業等の誘致が当地域にもたらす効果を調査する必要がある。 - ・ 地場産業からもバイオ技術の導入に対して積極的に対応してもらう必要がある。	・ バイオテクノロジー技術の導入に対しては、新町の重要な政策ともなり得るので、企画部会との調整が必要。
13	建設	住宅建設	○ ・ 合併により多くの公営住宅を管理することになり、入居者を広範囲に公募することができ利用率が高くなる。 ○ ・ 広域的な視点での新規建設事業の計画策定や大規模団地の建設が可能となり、地域の活性化や定住促進に結びつく。 - ・ 老朽化した既存住宅の維持管理。	・ 下水道の供用開始や入居者の高齢化に伴う住環境の整備について厚生部会との調整。 ・ 地域のバランスを考えた住宅建設について、企画部会と調整。

14	建設	公園 (町村・地区管理)	△ ・各町村で整備及び計画中の公園の利用目的や形態に応じた特徴ある公園への再整備の検討が必要。 ○ ・総合的な公園管理体制の整備が可能。 ○ ・地域に平等に児童公園等の整備が可能。	公園整備は住みよいまちづくりに欠かすことの出来ない施設であり、企画部会との調整が必要。
15	建設	道路 (町村道)	○ ・各町村を連絡する広域的な高規格道路の整備が可能。 ○ ・道路整備に伴い、沿線商店街等の活性化が期待される。	・各町村の公共等施設の配置、住民の利便性に配慮した整備計画が必要。
16	建設	道路 (町村道)	・道路沿線からはずれる地域の振興策の検討が必要。	・各町村の行政・福祉・文化等の面や振興策との整合性を図る必要がある。 ・道路等級、整備の優先順位等の位置づけが必要。
17	建設	道路 (農道)	○ ・合併後の諸農業施策はより広域的となるため、農道の役割がさらに必要となる。 △ ・道路網の再編の中で、農道の町道への昇格が想定される。 △ ・幹線農道の整備配置により、農業発展の度合いや農地の価値など地域によって整備の差が出る。	・各町村に存する農業用施設の関連付け、重要性を考慮した上での整備計画の策定が必要。 ・作付体系、作物団地等を考慮した幹線農道の配置を検討。
18	建設	道路 (林道)	△ ・森林保護のためにも、排水施設を完備した林道の改良が必要である。 △ ・合併後の新町振興計画の中での森林に対する位置づけが問題。 △ ・素材収入と投資のバランスによって、振興方策の優先順位が決定される。	・公有林の存在をどのような形で残すのか検討が必要であり、それによって林道整備の重要性が変わってくる。 ・新町における他産業を含めての位置づけを明確にする。 ・収入・支出バランス重視の投資なのか、先行投資なのか。
19	建設	河川 (災害関連)	○ ・町村をまたがる河川の整備について、整備計画の統一が図られ調和のとれた整備が可能になる。 ○ ・河川を利用した、地域振興方策策定が可能。 ○ ・合併によって、新町に存する河川の県における位置づけが浮上し、大型新規事業の取り組みが可能となる。 △ ・新町における各河川の位置づけにより、整備優先順位に差が出てくる。	・新町の河川整備計画（防災面、観光や親水環境等多目的利用の面）の策定が必要。 ・河川整備の優先順位策定。

事務打ち合わせ確認書

上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村5町村による中球磨5か町村合併協議会の発足にあたり、関係町村長の間で次の事項について打ち合わせを行い確認した。

記

【確認事項】

- [1] 合併協議会会長及び副会長2名の選任について
 - ・会 長に、深田村長 前 原 弾 邵 氏を選任する。
 - ・副会長に、免田町長 植薄清重氏及び須恵村議会議長 中 村 敏 孝 氏を選任する。
- [2] 合併協議会監査委員の選出について
 - ・監査委員は上村及び岡原村から後日委嘱することで協議会の同意を求めることとする。
- [3] 中球磨5か町村合併協議会の設置届けについて
 - ・熊本県への届出を平成11年4月1日付けとする。
- [4] 合併協議会事務局の位置について
 - ・協議会の事務局は、町村長が管内の施設を視察して決定する。
- [5] 各町村の協議会経費負担金の負担方法について
 - ・均等割50%と基準財政需要額割50%で、必要経費負担額を算出する。
- [6] 合併協議会の会計年度について
 - ・毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
- [7] 協議会委員のうち、学識経験者選任について
 - ・女性代表、青壮年代表、教育委員会の中から、各町村1名ずつ3名を選任する。
- [8] 合併協議会発送分の文書記号について
 - ・中5合併協第 号とする。

平成11年3月30日

〈確認者〉

上 村長	刈 田	勇 一	印
免田町長	植 薄	清 重	印
岡原村長	福 江	森 重	印
須恵村長	橋 口	一 臣	印
深田村長	前 原	弾 邵	印

上総発第9号
 免総第1号
 岡第1号
 須役第8号
 球深役発第1819号
 平成11年4月1日

熊本県知事 福島 譲二 様

上 村長 刈 田 勇 一 印
 免田町長 植 薄 清 重 印
 岡原村長 福 江 森 重 印
 須恵村長 橋 口 一 臣 印
 深田村長 前 原 弾 邵 印

中球磨5か町村合併協議会の設置について（届出）

上村、免田町、岡原村、須恵村及び深田村の合併に関する協議及び新町建設計画の作成その他の事務を行うため、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、中球磨5か町村合併協議会を設置したので、地方自治法第252条第2項の規定により、別添の書類とともにお届けします。

添付書類

- 1 中球磨5か町村合併協議会の設置理由書
- 2 中球磨5か町村合併協議会規約
- 3 上村、免田町、岡原村、須恵村及び深田村議会の関係議決書
- 4 上村、免田町、岡原村、須恵村及び深田村議会の会議録
- 5 中球磨5か町村合併協議会設置に関する協議書

協 議 書

中球磨5か町村合併協議会を設置することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条第1項の規定に基づき関係町村長の間で、別紙規約のとおり協議した。

平成11年3月30日

確認者（署名）

上 村長 刈 田 勇 一 印
 免田町長 植 薄 清 重 印
 岡原村長 福 江 森 重 印
 須恵村長 橋 口 一 臣 印
 深田村長 前 原 弾 邵 印

中球磨5か町村合併協議会設置議案（免田町・他4村は同文のため省略）

議案第24号

中球磨5か町村合併協議会の設置について

上村、免田町、岡原村、須恵村及び深田村（以下「5町村」という。）の合併に関する協議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、5町村を持って別紙のとおり規約を定め、中球磨5か町村合併協議会を設置するものとする。

平成11年3月9日 提出

免田町長 植 薄 清 重 印

（提案理由）

上村、免田町、岡原村、須恵村及び深田村（以下「5町村」という。）の合併につきましては、5町村において平成10年4月1日に任意の中球磨5か町村合併問題協議会を設置し、平成11年2月22日までに4回にわたり合併に関する調査・検討を重ねてまいりました。

この結果を受け、5町村の合併に関する協議を更に深めるため、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、中球磨5か町村合併協議会を設置しようとするものであります。

※「別紙省略」（5か町村共に全会一致で可決）